

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年12月24日
【中間会計期間】	第4期中(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	380,482	388,173	429,578	787,880	920,314
経常利益(百万円)	24,326	20,922	10,191	19,477	11,623
中間(当期)純利益(百万円)	13,748	11,799	6,118	12,000	7,655
純資産額(百万円)	126,838	143,997	143,171	132,095	137,153
総資産額(百万円)	514,238	630,595	584,931	613,453	626,717
1株当たり純資産額(円)	1,335.14	1,440.69	1,461.18	1,316.74	1,396.63
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	144.72	124.20	64.40	126.32	80.58
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	24.6	21.7	23.7	20.4	21.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	69,005	63,521	11,858	107,198	9,448
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	8,486	6,767	11,323	16,340	15,929
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,492	34,970	12,594	56,755	21,561
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	71,076	50,294	46,020	85,612	81,795
従業員数(人)	2,825	10,898	11,967	9,844	11,174

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	372,805	379,341	420,952	772,942	903,520
経常利益(百万円)	22,384	17,922	8,956	15,784	7,723
中間(当期)純利益(百万円)	12,613	10,185	5,389	9,973	5,487
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	125,646	133,192	133,883	123,007	128,494
総資産額(百万円)	505,009	610,759	567,011	596,078	609,400
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	24.8	21.8	23.6	20.6	21.1
従業員数(人)	2,645	2,580	2,588	2,598	2,568

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路株式会社）、子会社18社及び関連会社6社（平成20年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下「S A ・ P A」といいます。）事業、その他の事業の4部門に係る事業を行っております。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

平成20年4月1日に、不動産関連業務及び人材派遣業務を行うことを目的に、当社の全額出資により西日本高速道路ビジネスサポート㈱を設立し、平成20年7月1日に事業を開始しております。結果として、当社の子会社が1社増加しております。また、当社の子会社である西日本高速道路ファシリティーズ㈱は、平成20年4月1日に事業を開始しております。

(2) 受託事業

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

(3) S A ・ P A 事業

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

(4) その他の事業

当社の持分法適用の関連会社である㈱N E X C O 保険サービスは、平成20年6月2日に事業を開始しております。

3【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

当中間連結会計期間において、以下の連結子会社について異動がありました。

(平成20年9月30日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
西日本高速道路ビジネスサポート(株) (注2)	大阪市淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員4名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 西日本高速道路ビジネスサポート(株)は不動産関連業務及び人材派遣業務を行うことを目的に、平成20年4月1日に設立され、平成20年7月1日に事業を開始しました。

(2) 持分法適用の関連会社

当中間連結会計期間において、重要な持分法適用の関連会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,119
受託事業	
S A・P A事業	449
その他の事業	
全社(共通)	399
計	11,967

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,588
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、サブプライム問題に端を発した景気後退と原油価格の高騰による影響を受け、厳しい局面に立たされ、景気は弱含んでいます。当面、景気は弱い動きが続くとみられており、アメリカにおける金融不安の高まりや株式・為替市場の変動などから、景気がさらに下振れするリスクも存在しています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、軽乗用車の通行台数が増加したものの、普通車を中心とした通行台数が前年度と比べ減少に転じ、通行台数は前年同期と比べて2.2%の減少となりました。高速道路事業の料金収入については、料金所渋滞の緩和や料金所周辺の騒音・排気ガス軽減など環境改善の効果等を目的として導入を進めているノンストップ自動料金支払システム（ETC（以下「ETC」といいます。））の利用率の伸びに伴い（利用率：当中間連結会計期間末月69.8%（前中間連結会計期間末月64.9%））、夜間割引・通勤割引などETCを活用した各種料金割引の利用も伸びたことから、対前年度同期比で4.8%の減少となりました。一方、高速道路建設事業においては、高速道路ネットワークの整備を着実に推進しました。

高速道路事業以外の事業については、SA・PAにおけるSA・PA事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が429,578百万円（前年同期比10.7%増）、営業費用が420,128百万円（前年同期比14.1%増）、営業利益が9,449百万円（前年同期比52.8%減）、経常利益が10,191百万円（前年同期比51.3%減）となり、法人税等を控除した中間純利益は6,118百万円（前年同期比48.1%減）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりです。

（高速道路事業）

道路管理事業においては、「100%の安全」と「CS（Customer Satisfaction：顧客満足）の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービス提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社（パートナー会社）15社と一体となった管理体制により、道路構造物の老朽化対応としての道路構造物等の補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、マイレージ割引、夜間割引などETCを活用した各種料金割引を実施、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業においては、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）に基づき計画的かつ着実に推進し、平成20年6月28日には東九州自動車道（津久見インターチェンジ～佐伯インターチェンジ）が開通しました。

その結果、営業収益は386,346百万円（前年同期比11.8%増）、営業費用については、協定に基づく機構への借受道路資産の賃借料やETCの利用促進など道路管理費の支出増により379,473百万円（前年同期比15.2%増）となり、営業利益は6,872百万円（前年同期比57.8%減）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）や一般国道1号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、営業収益は29,245百万円（前年同期比2.5%増）、営業費用は29,200百万円（前年同期比2.5%増）となり、営業利益は45百万円（前年同期比3.6%減）となりました。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(S A ・ P A 事業)

S A ・ P A 事業においては、当社、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱及びテナント各社と協力し、S A ・ P A におけるお客様満足度の向上を目指すため、テナント評価（注1）やインセンティブ制度（注2）を活用しサービスレベルの向上に取り組みました。また、多様なサービスの提供に向け、専門店やフードコートを導入した店舗のリニューアル、ハイウェイコンビニの展開、ハイウェイオフィス（注3）、メディカルコーナーの設置などを行いました。しかし、原油価格・穀物価格等の高騰に起因する物価上昇による消費の低迷や交通量の減少により、飲食・物販部門の売上は46,987百万円（前年同期比0.8%増）に留まり、ガスターションの売上は19,042百万円（前年同期比1.7%減）となっており、S A ・ P A 事業におけるテナント等の店舗売上は66,030百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

上記に加え、直営店舗のテナント化の実施により、直営店舗の売上がテナントからの営業料収入に変更になったこともあり、営業収益は11,632百万円（前年同期比4.8%減）、また、営業費用についてはエリア維持修繕の前倒しによる増等により9,038百万円（前年同期比6.7%増）となり、営業利益は2,593百万円（前年同期比30.8%減）となりました。

- (注) 1. 店舗運営の基本となるQ S C（クオリティー、サービス、クレンリネス）の状態、営業姿勢、売上高伸び率などを総合的に評価する制度。
2. テナントの売上拡大意欲とお客様サービスの向上に繋げるため、毎年度、売上目標額を設定し、目標額を超える売上に対して、一定の賃料低減を行う制度。
3. 備え付けパソコン、プリンタなどインターネット利用環境を整えた施設。

(その他の事業)

その他の事業においては、福岡天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等を行い、営業利益を確保しました。一方、S A ・ P A におけるトイレ改良などの収益還元を実施した結果、当事業全体としては、営業収益は2,459百万円（前年同期比31.4%増）、営業費用は2,488百万円（前年同期比29.2%増）となり、営業損失は29百万円（前年同期は営業損失55百万円）となりました。

なお、当社グループの事業においては、上半期には安定した気候や長期休暇などが多いのに対し、下半期は冬の降雪などにより交通規制が発生することが多いことから、料金収入は上半期のほうが下半期より多い傾向にあります。また、冬期に実施する雪氷対策作業などから上半期よりも下半期に費用が多く計上される傾向にあります。このような影響を受け、当社グループの上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

ちなみに、当中間連結会計期間の業績は営業収益429,578百万円、営業費用420,128百万円、営業利益9,449百万円でしたが、前中間連結会計期間の業績は営業収益388,173百万円、営業費用368,133百万円、営業利益20,039百万円で、前連結会計年度の業績は営業収益920,314百万円、営業費用910,625百万円、営業利益9,689百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益10,214百万円に加え、減価償却費8,112百万円の計上など資金増加要因があったものの、たな卸資産の増加額6,691百万円や仕入債務の減少額38,462百万円などの資金減少要因により、11,858百万円(前年同期比81.3%減)の支出超過となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金収受機械、E T C装置等の設備投資11,438百万円等により、11,323百万円(前年同期比67.3%増)の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、建設投資(仕掛道路資産)に係る社債、借入金による収入54,870百万円があった一方、長期借入金の返済による支出67,424百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額66,902百万円を含みます。)等により、12,594百万円(前年同期は34,970百万円の収入)の支出超過となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、46,020百万円(前年同期比8.5%減)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、機構との間で平成18年3月31日付けで締結している協定のうち（平成18年4月1日施行）「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）及び「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」について、E T Cサービス拡充に伴う一部の路線へのE T C料金割引の導入に伴い、平成20年8月1日付けで当該協定の一部を変更しております。

また、全国路線網協定については、政府が平成20年8月29日に発表した安心実現のための緊急総合対策（以下「安心実現のための緊急総合対策」といいます。）に記載される高速道路料金の引下げを目的として、平成20年10月7日付で、道路資産の貸付料の一部減額等協定の一部を変更しております。

(2) 事業譲り受けに関する契約

当社の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート(株)は、事業効率の向上を図るため、下記のとおり事業譲渡契約を締結し、既存の業務実施会社から事業を譲り受けています。

相手企業の名称

道栄株式会社、株式会社エヌ・ケー・ワイ

事業内容 不動産関連事業

契約締結日 平成20年5月16日（道栄株式会社）、平成20年5月13日（株式会社エヌ・ケー・ワイ）

取得価格及び譲受資産の内容 現金17百万円（資産17百万円、負債0百万円）

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業及び受託事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、256百万円であります。

また、当社、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。なお、S A ・ P A事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路ファシリティーズ(株)が事業開始となり、また西日本高速道路ビジネスサポート(株)が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲り受けたことにより、当社グループの主要な設備となりました。当該主要な設備の状況は以下のとおりです。

平成20年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路 ファシリティーズ (株)	大阪府茨木市	高速道路事業	作業器具等	54	2	-	80	137	360
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	大阪市淀川区	高速道路事業	車両等	3	0	-	3	7	245 <52>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定、その他の有形固定資産及び無形固定資産の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 西日本高速道路ビジネスサポート(株)につきましては、臨時従業員数を< >で外書きし、西日本高速道路ファシリティーズ(株)につきましては臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため臨時従業員数の記載を省略しております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設について、完了したものは以下のとおりです。

平成20年9月30日現在

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
西日本高速道路 ファシリティーズ (株)	大阪府茨木市	高速道路事業	作業器具等	165	165	自己資金	平成20年3月	平成20年5月

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕、一般国道31号（広島呉道路）の修繕等を通じ総額69,514百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額63,427百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
東九州自動車道	大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで（新設）	平成20年6月	47,186
四国横断自動車道阿南四万十線	愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口まで（改築）	平成20年7月	2,097
四国横断自動車道阿南四万十線	高知県南国市岡豊町蒲原から高知県高知市一宮まで（改築）	平成20年5月 平成20年7月	5,503
九州横断自動車道長崎大分線	大分光吉インターチェンジ（改築）	平成20年8月	1,044
一般国道1号（第二京阪道路）	京都府京都市伏見区向島大黒から京都府久世郡久御山町東一口字大島先まで（新設）	平成20年9月	92
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成20年6月 平成20年9月	7,236
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成20年6月 平成20年9月	47
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成20年9月	24
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕	平成20年6月 平成20年9月	2
一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））	修繕	平成20年6月	1
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成20年6月	190
合計		-	63,427

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が493,713百万円、一の路線が5,427百万円、合計499,140百万円にそれぞれ変更されております。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

（注）1．これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2．当中間連結会計期間末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

3．当社及び機構は、安心実現のための緊急総合対策に基づく高速道路料金の引下げに必要となる一連の手続きとして平成20年10月7日付で全国路線網協定の一部を変更しました。それにより、当連結会計年度の全国路線網に係る年間賃借料は478,701百万円に変更され、合計額は484,129百万円となりました。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な建設計画、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

(5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	25,639	26,031	36,598
高速道路事業営業未収入金	46,527	43,567	47,592
短期貸付金	24,986	4,029	27,228
有価証券	-	16,009	18,012
仕掛道路資産	286,808	235,611	229,524
その他	31,741 ⁴	43,031	49,065
貸倒引当金	38	38	34
流動資産合計	415,665	368,240	407,988
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	59,238	63,187	61,309
減価償却累計額	7,092	10,121	8,568
減損損失累計額	91	91	91
建物及び構築物(純額)	52,054	52,973	52,649
機械装置及び運搬具	72,117	82,114	79,915
減価償却累計額	17,289	26,392	21,507
機械装置及び運搬具(純額)	54,827	55,722	58,408
土地	85,355	84,125	84,161
その他	10,485	11,952	10,475
減価償却累計額	2,831	3,768	3,246
その他(純額)	7,653	8,183	7,228
有形固定資産合計	199,890	201,005	202,448
無形固定資産	4,799	5,773	6,038
投資その他の資産			
長期前払費用	2,797	2,075	2,398
その他	7,787 ²	7,948 ²	8,015 ²
貸倒引当金	749	618	643
投資その他の資産合計	9,834	9,405	9,770
固定資産合計	214,524	216,184	218,257
繰延資産	404	506	471
資産合計	630,595 ¹	584,931 ¹	626,717 ¹

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	-	-	6,398
高速道路事業営業未払金	73,826	53,392	80,470
1年内返済予定の長期借入金	144	466	304
未払法人税等	9,647	5,648	1,283
前受金	7,828	4,654	6,089
賞与引当金	3,824	4,171	3,405
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	440	309	363
回数券払戻引当金	220	204	212
その他	40,471	45,703	50,952
流動負債合計	136,405	114,551	149,480
固定負債			
道路建設関係社債	174,559	226,223	206,244
道路建設関係長期借入金	88,100	11,098	43,000
長期借入金	1,910	1,439	2,123
退職給付引当金	59,966	59,509	60,100
役員退職慰労引当金	-	185	-
ETCマイレージサービス引当金	7,292	7,320	7,030
負ののれん	-	6,302	6,469
その他	18,363	15,130	15,116
固定負債合計	350,192	327,209	340,084
負債合計	486,597	441,760	489,564
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497	55,497
利益剰余金	33,892	35,866	29,747
株主資本合計	136,889	138,863	132,745
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	23	51	65
評価・換算差額等合計	23	51	65
少数株主持分	7,131	4,359	4,473
純資産合計	143,997	143,171	137,153
負債・純資産合計	630,595	584,931	626,717

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業収益	388,173	429,578	920,314
営業費用			
道路資産賃借料	245,676	238,525	491,273
高速道路等事業管理費及び売上原価	93,298	152,510	359,101
販売費及び一般管理費	29,158	29,092	60,249
営業費用合計	368,133	420,128	910,625
営業利益	20,039	9,449	9,689
営業外収益			
受取利息	134	113	316
受取配当金	23	11	48
負ののれん償却額	-	166	-
土地物件貸付料	230	270	455
消費税等納付差額金	255	-	521
持分法による投資利益	-	54	71
違約金収入	-	145	-
その他	452	245	1,100
営業外収益合計	1,096	1,007	2,513
営業外費用			
支払利息	28	31	57
持分法による投資損失	16	-	-
デリバティブ評価損	-	33	-
損害賠償金	21	-	-
支払補償費	-	79	300
工事契約違約金	39	-	-
たな卸資産処分損	27	61	69
その他	80	59	152
営業外費用合計	214	266	579
経常利益	20,922	10,191	11,623
特別利益			
前期損益修正益	-	-	596
固定資産売却益	46	79	815
投資有価証券売却益	48	-	-
清算配当金	-	73	-
その他	54	36	683
特別利益合計	149	189	2,095
特別損失			
前期損益修正損	180	-	180
固定資産売却損	-	31	446
固定資産除却損	-	34	-
デリバティブ評価損	-	-	197
過年度役員退職慰労引当金繰入額	-	64	-
その他	43	36	75
特別損失合計	224	166	899
税金等調整前中間純利益	20,848	10,214	12,819
法人税、住民税及び事業税	9,044	4,630	5,288
法人税等調整額	168	465	306
法人税等合計	8,875	4,165	4,981
少数株主利益	172	69	182
中間純利益	11,799	6,118	7,655

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
前期末残高	55,497	55,497	55,497
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
前期末残高	22,092	29,747	22,092
当中間期変動額			
中間純利益	11,799	6,118	7,655
当中間期変動額合計	11,799	6,118	7,655
当中間期末残高	33,892	35,866	29,747
株主資本合計			
前期末残高	125,090	132,745	125,090
当中間期変動額			
中間純利益	11,799	6,118	7,655
当中間期変動額合計	11,799	6,118	7,655
当中間期末残高	136,889	138,863	132,745
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	-	65	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23	13	65
当中間期変動額合計	23	13	65
当中間期末残高	23	51	65
評価・換算差額等合計			
前期末残高	-	65	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23	13	65
当中間期変動額合計	23	13	65
当中間期末残高	23	51	65
少数株主持分			
前期末残高	7,005	4,473	7,005
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	125	114	2,531
当中間期変動額合計	125	114	2,531
当中間期末残高	7,131	4,359	4,473
純資産合計			
前期末残高	132,095	137,153	132,095
当中間期変動額			
中間純利益	11,799	6,118	7,655
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	102	100	2,597
当中間期変動額合計	11,901	6,017	5,057
当中間期末残高	143,997	143,171	137,153

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	20,848	10,214	12,819
減価償却費	7,808	8,112	15,485
のれん償却額	-	166	206
退職給付引当金の増減額（は減少）	166	541	140
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	-	126	-
賞与引当金の増減額（は減少）	1,152	765	626
ETCマイレージサービス引当金の増減額（は減少）	1,271	290	1,534
貸倒引当金の増減額（は減少）	265	21	372
受取利息及び受取配当金	158	125	364
支払利息	2,086	2,062	4,487
固定資産売却損益（は益）	-	47	368
固定資産除却損	335	279	1,415
売上債権の増減額（は増加）	11,766	20,263	5,357
たな卸資産の増減額（は増加）	69,307	6,691	11,396
仕入債務の増減額（は減少）	40,545	38,462	15,973
その他	4,088	6,057	1,773
小計	63,628	9,998	2,375
利息の受取額	161	134	365
利息の支払額	2,061	2,059	4,556
法人税等の支払額	2,007	600	7,915
法人税等の還付額	-	666	5,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,521	11,858	9,448
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	200	15	200
定期預金の払戻による収入	10	25	310
固定資産の取得による支出	6,697	11,438	15,970
固定資産の売却による収入	223	105	2,348
投資有価証券の取得による支出	646	-	1,190
投資有価証券の売却による収入	213	57	517
関係会社株式の取得による支出	50	-	550
営業譲受による支出	721	13	1,346
その他	1,102	44	151
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,767	11,323	15,929
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	15,000	35,000	80,400
長期借入金の返済による支出	9,464	67,424	119,593
道路建設関係社債発行による収入	29,823	19,870	106,260
道路建設関係社債償還による支出	-	-	45,000
その他	388	40	506
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,970	12,594	21,561
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	35,318	35,775	3,816
現金及び現金同等物の期首残高	85,612	81,795	85,612
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 50,294	1 46,020	1 81,795

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 9,464百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 9,216百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 69,307百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額8,509百万円が含まれております。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 67,424百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 66,902百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 6,691百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額63,427百万円が含まれております。

前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債の償還による支出 45,000百万円及び長期借入金の返済による支出 119,593百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 45,000百万円及び 119,316百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 11,396百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額157,707百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 16社 連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)</p> <p>なお、平成19年4月に、(株)エフディーは西日本高速道路エンジニアリング九州(株)に、(株)オーデックスは西日本高速道路エンジニアリング関西(株)に、四国道路エンジニア(株)は西日本高速道路エンジニアリング四国(株)に、(株)ハーディアは西日本高速道路エンジニアリング中国(株)に各々社名を変更しています。</p> <p>(2) 非連結子会社数 - 社</p> <p>(株)山陽メンテック、(株)クローバーテクノ、ケイケイエム(株)の各社は事業再編により子会社でなくなりました。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 18社 連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート(株)を連結の範囲に加えています。</p> <p>(2) 非連結子会社数 - 社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数 17社 連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ファシリティーズ(株)を連結の範囲に加えています。</p> <p>なお、平成19年4月に、(株)エフディーは西日本高速道路エンジニアリング九州(株)に、(株)オーデックスは西日本高速道路エンジニアリング関西(株)に、四国道路エンジニア(株)は西日本高速道路エンジニアリング四国(株)に、(株)ハーディアは西日本高速道路エンジニアリング中国(株)に各々社名を変更しています。</p> <p>(2) 非連結子会社数 - 社</p> <p>(株)山陽メンテック、(株)クローバーテクノ、ケイケイエム(株)の各社は事業再編により子会社でなくなりました。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 3社 会社の名称 九州高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 - 社 持分法を適用していない関連会社数 1社 会社の名称 (株)エヌ・ケー・ワイ</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社 会社の名称 九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 - 社 持分法を適用していない関連会社数 1社 会社の名称 T S K(株)</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社 会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 - 社 持分法を適用していない関連会社数 1社 会社の名称 T S K(株)</p> <p>(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービスは共同設立、ハイウェイ・トール・システム(株)は株式の取得に伴い、持分法適用の関連会社を含めています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算に於いて所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 第一道路サービス(株)、四国ハイウェイサービス(株)、(株)ハイウェル、(株)クロバテクノ、(株)山陽メンテック、四国ロードサービス(株)</p> <p>(関連会社としなかった理由) 関連会社としなかった6社は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>	<p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(TSK(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算に於いて所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p>	<p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない関連会社(TSK(株))は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p> <p>(3) 他の会社の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算に於いて所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 四国ロードサービス(株)</p> <p>(関連会社としなかった理由) 関連会社としなかった1社は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としていません。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一です。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。 デリバティブ 時価法によっています。 たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)												
<p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。 なお、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微です。</p>	構築物	10～50年	機械装置	5～10年	<p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 (会計方針の変更) 従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。 これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (追加情報) 残存簿価の5年均等償却 前連結会計年度より一部の連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却していましたが、当社も当中間連結会計期間より均等償却を行っています。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>有形固定資産の耐用年数の変更 当中間連結会計期間より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、一部の資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ67百万円増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	構築物	10～50年	機械装置	5～10年	<p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。 この変更により従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ41百万円減少しています。 (追加情報) 一部の連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。</p>	構築物	10～50年	機械装置	5～10年
構築物	10～50年													
機械装置	5～10年													
構築物	10～50年													
機械装置	5～10年													
構築物	10～50年													
機械装置	5～10年													

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益・経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理しています。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当社は、数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短くなったことから、当中間連結会計期間より、15年を10年に変更しています。</p> <p>この変更により経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ25百万円増加しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入にしたことに伴い、社内規程に基づく中間連結会計期間末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。</p> <p>これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間の発生額20百万円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額64百万円は特別損失へ計上しています。</p> <p>この結果、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が20百万円、税金等調整前中間純利益が84百万円減少しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理しています。</p> <p>（追加情報）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数は、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しています。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	(4)	(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
(5)	(5)	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しています。特殊処理の要件を満たしている金利スワップについては特殊処理によっています。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金 ヘッジ方法 将来の金利上昇による金利リスクを回避する目的で実施し、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。 ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引については、金利スワップの特殊処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しています。
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負工事が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 消費税等の会計処理 消費税及び地方税の会計処理は、税抜方式によっています。 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。ただし、平成18年3月31日に完了する連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。	(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。	(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左 消費税等の会計処理 同左 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。ただし、前連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までに期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上していましたが、当中間連結会計期間から、営業費用から控除する方法に変更しています。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためです。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業費用・高速道路等事業管理費及び売上原価は368百万円減少し、営業利益は同額増加しています。また、営業外収益は同額減少しますが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>		<p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上していましたが、当連結会計年度から、営業費用から控除する方法に変更しています。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためです。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業費用・高速道路等事業管理費及び売上原価は828百万円減少し、営業利益は同額増加しています。また、営業外収益は同額減少しますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間末まで流動資産の「その他」に含めて表示していましたが「有価証券」は、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「有価証券」は5百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していましたが「負ののれん」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「負ののれん」は4,046百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間末まで固定負債の「その他」に含めて表示していましたが「役員退職慰労引当金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間末から区分掲記することになりました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「役員退職慰労引当金」は40百万円です。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していましたが「負ののれん償却額」及び「違約金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「負ののれん償却額」は103百万円、「違約金収入」は10百万円です。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記していましたが「消費税等納付差額金」(当中間連結会計期間は64百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>3. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していましたが「支払補償費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「支払補償費」は10百万円です。</p> <p>また、前中間連結会計期間まで区分掲記していましたが「発生材不用決定処分損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「たな卸資産処分損」として表示しています。</p> <p>4. 前中間連結会計期間まで区分掲記していましたが「投資有価証券売却益」(当中間連結会計期間は12百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>5. 前中間連結会計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示していましたが「固定資産売却損」及び「固定資産除却損」は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「固定資産売却損」は0百万円、「固定資産除却損」は23百万円です。</p> <p>6. 前中間連結会計期間まで区分掲記していましたが「前期預り連絡料金修正損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間連結会計期間より「前期損益修正損」として表示しています。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債174,559百万円(額面175,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。 投資その他の資産(その他) 897百万円</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,462,897百万円 東日本高速道路(株) 51,218百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 計 9,560,649百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金9,216百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債226,223百万円(額面227,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。 投資その他の資産(その他) 1,376百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額805百万円)</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 7,883,807百万円 東日本高速道路(株) 41,916百万円 中日本高速道路(株) 26,081百万円 計 7,951,805百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間連結会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金66,902百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債206,244百万円(額面207,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。 投資その他の資産(その他) 1,332百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額780百万円)</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 8,491,057百万円 東日本高速道路(株) 46,512百万円 中日本高速道路(株) 28,832百万円 計 8,566,402百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金119,316百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 13,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 44,900百万円</p> <p>4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。</p>	<p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 209,902百万円</p> <p>4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>5. 当座貸越契約 当社及び連結子会社（西日本高速道路エンジニアリング九州(株)）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,300百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 30,300百万円</p>	<p>日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p> <p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 143,000百万円</p> <p>5. 当座貸越契約 当社及び連結子会社（西日本高速道路エンジニアリング九州(株)）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,300百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 30,300百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。</p> <p>給与手当 6,895百万円 賞与引当金繰入額 1,237百万円 E T Cマイレージサービス引当金繰入額 7,292百万円 利用促進費 8,429百万円</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。</p> <p>給与手当 4,433百万円 賞与引当金繰入額 1,216百万円 E T Cマイレージサービス引当金繰入額 7,320百万円 利用促進費 8,688百万円</p> <p>2. 固定資産売却益 主に車両運搬具の売却益であります。</p> <p>3. 固定資産売却損 主に土地の売却損であります。</p> <p>4. 固定資産除却損 主に建物の除却損であります。</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。</p> <p>給与手当 8,484百万円 賞与引当金繰入額 1,949百万円 E T Cマイレージサービス引当金繰入額 14,323百万円 利用促進費 17,216百万円</p> <p>2. 固定資産売却益 主に土地の売却益であります。</p> <p>3. 固定資産売却損 主に建物の売却損であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (平成20年3月31日現在)
現金及び預金勘定 25,639百万円	現金及び預金勘定 26,031百万円	現金及び預金勘定 36,598百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻 条件付現先(短期貸付金勘 定) 24,973百万円	契約期間3ヶ月以内の売戻 条件付現先(短期貸付金勘 定) 3,998百万円	契約期間3ヶ月以内の売戻 条件付現先(短期貸付金勘 定) 27,216百万円
マネー・マネージメント・ ファンド(有価証券勘定) 5百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡 性預金(有価証券勘定) 16,000百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡 性預金(有価証券勘定) 18,000百万円
計 50,619百万円	マネー・マネージメント・ ファンド(有価証券勘定) 5百万円	マネー・マネージメント・ ファンド(有価証券勘定) 5百万円
預入期間3ヶ月超の定期預 金(現金及び預金勘定) 325百万円	計 46,035百万円	計 81,820百万円
現金及び現金同等物 50,294百万円	預入期間3ヶ月超の定期預 金(現金及び預金勘定) 15百万円	預入期間3ヶ月超の定期預 金(現金及び預金勘定) 25百万円
	現金及び現金同等物 46,020百万円	現金及び現金同等物 81,795百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)				当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
(借主側) 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一部の連結子会社を除き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。 該当するものについては、以下のとおりです。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			(借主側) 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具 その他(工具器具備品) 無形固定資産(ソフトウェア)	321 1,540 144	89 516 60	232 1,024 83	496 2,192 222	160 912 107	335 1,280 115	453 2,147 184	99 646 78	354 1,501 106
合計	2,006	666	1,340	2,911	1,180	1,731	2,786	823	1,962
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 456百万円 1年超 884百万円 合計 1,340百万円				(注) 取得価格相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 670百万円 1年超 1,060百万円 合計 1,731百万円			(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 667百万円 1年超 1,294百万円 合計 1,962百万円		
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 241百万円 減価償却費相当額 241百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。				(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 347百万円 減価償却費相当額 347百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左			(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 515百万円 減価償却費相当額 515百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左		

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>494,888百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,534,359百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,029,248百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>その他の資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>762百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>953百万円</td> </tr> </table>	1年以内	494,888百万円	1年超	22,534,359百万円	合計	23,029,248百万円	1年以内	190百万円	1年超	762百万円	合計	953百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引(解約不能なもの)</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>504,288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,040,837百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,545,126百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における道路資産のリース料は493,713百万円から478,701百万円に、平成21年度における道路資産のリース料は504,285百万円から486,349百万円各々減額されますが、当中間連結会計期間末の道路資産の未経過リース料には含まれていません。</p> <p>その他の資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>947百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,168百万円</td> </tr> </table>	1年以内	504,288百万円	1年超	22,040,837百万円	合計	22,545,126百万円	1年以内	220百万円	1年超	947百万円	合計	1,168百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>499,140百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,295,300百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,794,440百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>その他の資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>759百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>949百万円</td> </tr> </table>	1年以内	499,140百万円	1年超	22,295,300百万円	合計	22,794,440百万円	1年以内	189百万円	1年超	759百万円	合計	949百万円
1年以内	494,888百万円																																					
1年超	22,534,359百万円																																					
合計	23,029,248百万円																																					
1年以内	190百万円																																					
1年超	762百万円																																					
合計	953百万円																																					
1年以内	504,288百万円																																					
1年超	22,040,837百万円																																					
合計	22,545,126百万円																																					
1年以内	220百万円																																					
1年超	947百万円																																					
合計	1,168百万円																																					
1年以内	499,140百万円																																					
1年超	22,295,300百万円																																					
合計	22,794,440百万円																																					
1年以内	189百万円																																					
1年超	759百万円																																					
合計	949百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	22	54	32
	(2) 債券	48	50	1
	(3) その他	93	98	5
	小計	163	202	39
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 債券	544	449	95
	(2) その他	399	387	12
	小計	944	836	107
合計		1,108	1,039	68

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	363
合計	363

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額(平成19年9月30日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	-	100	46	450
(2) その他	-	-	93	-
合計	-	100	139	450

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日）

区分	種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	34	14
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	34	14
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4	2	1
	(2) 債券	307	303	3
	(3) その他	499	392	107
	小計	811	698	112
合計		832	733	98

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日）

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	205
非上場外国債券	373
合計	579

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成20年9月30日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	50	399	46	450
(2) その他	-	-	-	-
合計	50	399	46	450

前連結会計年度末（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日）

区分	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	36	15
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	36	15
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4	2	1
	(2) 債券	300	300	-
	(3) その他	499	426	73
	小計	803	729	74
合計		824	765	59

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	249
非上場外国債券	417
合計	667

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成20年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	50	399	46	450
(2) その他	-	-	-	-
合計	50	399	46	450

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損失の状況

対象物の種類	取引の種類	契約金額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損失 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	545	455	89

時価の算定方法は、金融商品取引業者から提示された価格に拠っています。

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損失の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	345	311	33

時価の算定方法は、金融商品取引業者から提示された価格に拠っています。

前連結会計年度末（平成20年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損失の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	542	345	197

時価の算定方法は、金融商品取引業者から提示された価格に拠っています。

金利スワップ取引につきましては、ヘッジ会計を適用しているため、記載対象から除いています。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	345,647	28,523	12,219	1,784	388,173	-	388,173
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	11	-	-	87	98	(98)	-
計	345,658	28,523	12,219	1,871	388,272	(98)	388,173
営業費用	329,356	28,476	8,472	1,926	368,232	(98)	368,133
営業利益又は営業損失()	16,301	46	3,746	55	20,039	0	20,039

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	386,330	29,245	11,632	2,369	429,578	-	429,578
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	15	-	0	90	105	(105)	-
計	386,346	29,245	11,632	2,459	429,683	(105)	429,578
営業費用	379,473	29,200	9,038	2,488	420,202	(73)	420,128
営業利益又は営業損失()	6,872	45	2,593	29	9,481	32	9,449

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

3. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

リース取引に係る会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

4. 追加情報

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく中間連結会計期間末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。これは「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。

これにより、当中間連結会計期間の発生額20百万円は販売費及び一般管理費へ計上しています。

この結果、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益が「高速道路事業」で16百万円、「SA・PA事業」で2百万円それぞれ減少しています。なお、「高速道路事業」・「SA・PA事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

有形固定資産の減価償却の方法の変更

残存簿価の5年均等償却

前連結会計年度より一部の連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却していましたが、当社も当中間連結会計期間より均等償却を行っています。

これによるセグメント情報に与える影響は軽微です。

有形固定資産の耐用年数の変更

当中間連結会計期間より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、一部の資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益が「高速道路事業」で67百万円増加しています。なお、「高速道路事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	818,763	74,403	22,966	4,181	920,314	-	920,314
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	29	-	1	161	191	(191)	-
計	818,792	74,403	22,968	4,342	920,506	(191)	920,314
営業費用	815,175	74,127	17,251	4,290	910,844	(219)	910,625
営業利益又は営業損失()	3,616	276	5,716	52	9,662	27	9,689

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

3. 会計方針の変更

当連結会計年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。この変更により従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ41百万円減少しています。

4. 追加情報

一部の連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却を終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金198百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 31百万円

固定資産 167百万円

合計 198百万円

2. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社、東中国道路メンテナンス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年6月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年6月1日から平成19年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金613百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 114百万円

固定資産 498百万円

合計 613百万円

3. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受
企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社アスウェイ、日本メンテック株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年9月1日から平成19年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金741百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 44百万円

固定資産 696百万円

合計 741百万円

4. 当社の連結子会社である西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受
企業結合の概要

相手企業の名称	四国ロードサービス株式会社、株式会社アスウェイ
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年9月1日から平成19年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金150百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 35百万円

固定資産 115百万円

合計 150百万円

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	道栄株式会社、株式会社エヌ・ケー・ワイ
取得した事業の内容	高速道路の不動産関連事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社

中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年7月1日から平成20年9月30日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金17百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2百万円

固定資産 14百万円

合計 17百万円

(イ) 負債の額

流動負債 0百万円

合計 0百万円

企業結合が中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 757百万円

営業利益 15百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、当該連結子会社の平成20年7月1日から平成20年9月30日までの売上高合計並びに営業損益合計の額によっています。

なお、当該注記は、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金198百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 31百万円

固定資産 167百万円

合計 198百万円

2. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社、東中国道路メンテナンス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年6月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年6月1日から平成20年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金613百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 114百万円

固定資産 498百万円

合計 613百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 1,313百万円

営業利益 27百万円

（概算額の算定方法及び重要な前提条件）

上記「売上高及び損益情報」は、平成19年6月1日から平成20年3月31日までの事業年度の当該連結子会社の売上高並びに営業損益の額を基に期間按分し、影響額を算定しています。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

3. 当社の連結子会社である西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受
企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社アスウェイ、日本メンテック株式会社
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年9月1日から平成20年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金724百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 81百万円

固定資産 643百万円

合計 724百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 3,058百万円

営業利益 12百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、平成19年9月1日から平成20年3月31日までの事業年度の当該連結子会社の売上高並びに営業損益の額を基に期間按分し、影響額を算定しています。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

4. 当社の連結子会社である西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受
企業結合の概要

相手企業の名称	四国ロードサービス株式会社、株式会社アスウェイ
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年9月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年9月1日から平成20年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金85百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 27百万円

固定資産 57百万円

合計 85百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 872百万円

営業利益 41百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、平成19年9月1日から平成20年3月31日までの事業年度の当該連結子会社の売上高並びに営業損益の額を基に期間按分し、影響額を算定しています。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

5. 当社の連結子会社である西日本高速道路ファシリティーズ株式会社による事業譲受
企業結合の概要

相手企業の名称	道路通信エンジニア株式会社、株式会社テクナム
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業及び保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年3月31日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ファシリティーズ株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年3月31日

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金265百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 183百万円

固定資産 238百万円

合計 422百万円

(イ) 負債の額

流動負債 156百万円

合計 156百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 4,329百万円

営業損失 176百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成20年3月31日であること及び事業譲受地区が東日本エリア・中日本エリア・西日本エリアのうち、西日本エリアとなっていますので、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業各社の売上高合計並びに営業損益合計の額から合理的に算出しています。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,440.69円	1株当たり純資産額 1,461.18円	1株当たり純資産額 1,396.63円
1株当たり中間純利益金額 124.20円	1株当たり中間純利益金額 64.40円	1株当たり当期純利益金額 80.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の計算上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	11,799	6,118	7,655
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	11,799	6,118	7,655
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)			当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
<p>(重要な子会社の設立)</p> <p>当社は、平成19年9月14日の取締役会決議を受けて、100%子会社である西日本高速道路ファシリティーズ株式会社を平成19年10月1日に設立いたしました。</p>			<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p>			<p>(子会社の設立と企業結合)</p> <p>当社は、平成20年3月14日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり子会社を設立するとともに、同社が株式会社エヌ・ケー・ワイと道栄株式会社から不動産関連事業を譲受する事業譲渡契約書を締結する予定です。</p> <p>子会社の設立</p>		
商号	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	区分	政府保証第16回西日本高速道路債券	商号	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	区分	政府保証第14回西日本高速道路債券	政府保証第15回西日本高速道路債券
事業内容	高速道路等の通信・管理施設の保全管理事業	発行総額	金100億円	発行総額	金100億円	発行総額	金100億円	金100億円
設立年月日	平成19年10月1日	利率	年1.6%	利率	年1.7%	利率	年1.8%	年1.8%
所在地	大阪府茨木市	償還方法	満期一括	償還方法	満期一括	償還方法	満期一括	満期一括
代表者	代表取締役社長 牧浦 信一	発行価額	額面100円につき金99円60銭	発行価額	額面100円につき金99円25銭	発行価額	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円75銭
資本金	40百万円	払込期日	平成20年11月18日	払込期日	平成20年10月14日	払込期日	平成20年5月21日	平成20年6月16日
発行済株式数	80,000株	償還期日	平成30年11月16日	償還期日	平成23年9月20日	償還期日	平成30年5月21日	平成30年6月15日
発行価額	80百万円	担保	一般担保	担保	一般担保	担保	一般担保	一般担保
株主構成	当社100%	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
		その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成19年3月23日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券923億円以内)に基づき、平成19年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p>			<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成20年8月22日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)400億円以内)に基づき、平成20年10月14日、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p>			<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成20年3月14日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券594億円以内)に基づき、平成20年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p>		
区分	政府保証第10回西日本高速道路債券	政府保証第11回西日本高速道路債券	区分	西日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重量的債務引受条項付)	区分	政府保証第14回西日本高速道路債券	政府保証第15回西日本高速道路債券	
発行総額	金100億円	金100億円	発行総額	金250億円	発行総額	金100億円	金100億円	
利率	年1.8%	年1.7%	利率	年1.04%	利率	年1.7%	年1.8%	
償還方法	満期一括	満期一括	償還方法	満期一括	償還方法	満期一括	満期一括	
発行価額	額面100円につき金99円80銭	額面100円につき金99円25銭	発行価額	額面100円につき金100円	発行価額	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円75銭	
払込期日	平成19年10月29日	平成19年11月28日	払込期日	平成20年10月14日	払込期日	平成20年5月21日	平成20年6月16日	
償還期日	平成29年10月27日	平成29年11月28日	償還期日	平成23年9月20日	償還期日	平成30年5月21日	平成30年6月15日	
担保	一般担保	一般担保	担保	一般担保	担保	一般担保	一般担保	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
<p>当社は、平成19年7月20日開催の取締役会の決議（社債（財投機関債）250億円以内）に基づき、平成19年10月16日、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p>		<p>（多額な資金の借入）</p> <p>当社は、平成20年6月10日開催の取締役会の決議（借入1,048億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、下記条件にて借入を実行いたしました。</p>				
区分	西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重量的債務引受条項付）	区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入		
発行総額	金250億円	借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関		
利率	年1.19%	借入金額	金100億円	金200億円		
償還方法	満期一括	返済方法	満期一括	満期一括		
発行価額	額面100円につき金99円99銭	借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日		
払込期日	平成19年10月16日	返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日		
償還期日	平成22年9月17日	担保	無担保	無担保		
担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受	<p>（重要な契約の変更）</p> <p>当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」における高速道路料金引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における計画料金収入は629,843百万円から614,832百万円に、平成21年度における計画料金収入は644,237百万円から626,300百万円に各々減額されますが、同時に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する道路資産の未経過リース料の額も各々同額が減額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の額もそれに連動して変動することとされております。</p>				
<p>（多額な資金の借入）</p> <p>当社は、平成19年6月12日開催の取締役会の決議（借入956億円以内）に基づき、平成19年10月1日以降、下記条件にて借入を実行いたしました。</p>		<p>（重要な契約の変更）</p> <p>当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」における高速道路料金引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における計画料金収入は629,843百万円から614,832百万円に、平成21年度における計画料金収入は644,237百万円から626,300百万円に各々減額されますが、同時に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する道路資産の未経過リース料の額も各々同額が減額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の額もそれに連動して変動することとされております。</p>				
区分	金融機関からの借入					
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関					
借入金額	金200億円					
返済方法	満期一括					
借入実行日	平成19年12月26日					
返済期限	平成22年11月30日					
担保	無担保					
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金					
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重量的債務引受					

（2）【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	19,792	22,127	32,933
高速道路事業営業未収入金	46,529	43,569	47,595
有価証券	-	16,000	18,000
仕掛道路資産等	288,673	-	231,480
仕掛道路資産	-	235,611	-
原材料及び貯蔵品	-	1,663	-
その他	5 50,451	41,565	71,172
貸倒引当金	31	26	33
流動資産合計	405,416	360,511	401,148
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	50,945	50,980	52,810
その他（純額）	35,167	35,187	35,480
有形固定資産合計	1 86,112	1 86,167	1 88,291
無形固定資産	2,062	2,760	2,930
高速道路事業固定資産合計	88,175	88,927	91,221
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	68,390	68,488	68,482
その他（純額）	15,003	15,634	15,287
有形固定資産合計	1 83,393	1 84,122	1 83,769
無形固定資産	53	34	43
関連事業固定資産合計	83,447	84,156	83,813
各事業共用固定資産			
有形固定資産	1 20,328	1 21,075	1 20,507
無形固定資産	2,219	2,507	2,551
各事業共用固定資産合計	22,547	23,583	23,058
その他の固定資産			
有形固定資産	1 2,828	1 1,407	1 1,527
その他の固定資産合計	2,828	1,407	1,527
投資その他の資産			
投資その他の資産	8,648	8,492	8,760
貸倒引当金	692	561	586
投資その他の資産合計	7,955	7,930	8,173
固定資産合計	204,954	206,005	207,794
繰延資産	388	494	457
資産合計	2 610,759	2 567,011	2 609,400

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	77,506	57,103	89,639
1年以内返済予定長期借入金	144	144	144
リース債務	-	81	-
未払法人税等	-	4,578	654
賞与引当金	1,815	1,798	1,639
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	440	309	363
回数券払戻引当金	220	204	212
その他	59,860	57,360	64,035
流動負債合計	139,988	121,580	156,690
固定負債			
道路建設関係社債	2 174,559	2 226,223	2 206,244
道路建設関係長期借入金	88,100	11,098	43,000
その他の長期借入金	644	494	567
リース債務	-	137	-
退職給付引当金	57,157	56,107	56,901
役員退職慰労引当金	-	33	-
ETCマイレージサービス引当金	7,292	7,320	7,030
関門トンネル事業履行義務債務	4 5,154	4 5,936	4 5,379
その他	4,669	4,196	5,093
固定負債合計	337,578	311,547	324,216
負債合計	477,567	433,128	480,906
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497	55,497
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	17,451	20,509	17,451
繰越利益剰余金	12,743	10,376	8,045
利益剰余金合計	30,195	30,886	25,496
株主資本合計	133,192	133,883	128,494
純資産合計	133,192	133,883	128,494
負債・純資産合計	610,759	567,011	609,400

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	345,410	386,088	818,103
営業費用	329,615	379,110	814,291
高速道路事業営業利益	15,795	6,977	3,811
関連事業営業損益			
営業収益			
直轄高速道路事業収入	21,171	17,350	48,034
受託業務収入	7,351	11,894	26,384
SA・PA事業収入	4,752	4,948	9,647
その他の事業収入	655	669	1,349
営業収益合計	33,930	34,863	85,417
営業費用			
直轄高速道路事業費	21,171	17,350	48,034
受託業務事業費	7,345	11,878	26,259
SA・PA事業費	2,849	3,313	6,333
その他の事業費用	772	790	1,614
営業費用合計	32,139	33,334	82,242
関連事業営業利益	1,791	1,529	3,174
全事業営業利益	17,586	8,506	6,986
営業外収益	1 514	1 664	1 1,303
営業外費用	2 178	2 215	2 565
経常利益	17,922	8,956	7,723
特別利益	3 75	3 84	3 1,552
特別損失	4 192	4 71	4 639
税引前中間純利益	17,805	8,968	8,637
法人税、住民税及び事業税	7,620	3,580	3,270
法人税等調整額	-	0	119
法人税等合計	7,620	3,579	3,150
中間純利益	10,185	5,389	5,487

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	47,500	47,500	47,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500	47,500
その他資本剰余金			
前期末残高	7,997	7,997	7,997
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	7,997	7,997	7,997
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	9,280	17,451	9,280
当中間期変動額			
別途積立金の積立	8,171	3,058	8,171
当中間期変動額合計	8,171	3,058	8,171
当中間期末残高	17,451	20,509	17,451
繰越利益剰余金			
前期末残高	10,729	8,045	10,729
当中間期変動額			
別途積立金の積立	8,171	3,058	8,171
中間純利益	10,185	5,389	5,487
当中間期変動額合計	2,014	2,330	2,684
当中間期末残高	12,743	10,376	8,045
株主資本合計			
前期末残高	123,007	128,494	123,007
当中間期変動額			
中間純利益	10,185	5,389	5,487
当中間期変動額合計	10,185	5,389	5,487
当中間期末残高	133,192	133,883	128,494
純資産合計			
前期末残高	123,007	128,494	123,007
当中間期変動額			
中間純利益	10,185	5,389	5,487
当中間期変動額合計	10,185	5,389	5,487
当中間期末残高	133,192	133,883	128,494

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 （会計方針の変更） 従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当中間会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p>

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。 なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微です。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (追加情報) 残存簿価の5年均等償却 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微です。 有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部の資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ67百万円増加しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 構築物 10～50年 機械及び装置 5～10年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。 この変更により従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ41百万円減少しています。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(3)	<p>(3) リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	(3)
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しています。</p> <p>(追加情報) 数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短くなったことから、当中間会計期間より、15年を10年に変更しています。</p> <p>この変更により経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ25百万円増加しています。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しています。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しています。</p> <p>(追加情報) 数理計算上の差異の処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当事業年度より、15年から10年に変更しています。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p>

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(6)</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末未支給額を計上しています。 (会計方針の変更) 当社は、当中間会計期間より役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく中間会計期間末の未支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。 これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告書第42号)に基づくものです。 この変更により、当中間会計期間の発生額6百万円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額24百万円は特別損失へ計上しています。 この結果、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が6百万円、税引前中間純利益が31百万円減少しています。</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>(6)</p> <p>(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>4.</p>	<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。ただし、平成18年3月31日に完了する事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年の何れか短い期間で均等償却しています。</p>	<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。ただし、平成18年3月31日に完了する事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年の何れか短い期間で均等償却しています。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更) 道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上していましたが、当中間会計期間から、営業費用から控除する方法に変更しています。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためです。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、高速道路事業営業費用は368百万円減少し、高速道路事業営業利益は同額増加しています。また、営業外収益は同額減少しますが、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>		<p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更) 道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上していましたが、当事業年度から、営業費用から控除する方法に変更しています。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用とその原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためです。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、高速道路事業営業費用は828百万円減少し、高速道路事業営業利益は同額増加しています。また、営業外収益は同額減少しますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間まで「道路休憩所」と称していましたSA・PAにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、前事業年度から「SA・PA事業」に名称を変更しています。</p> <p>よって、前中間会計期間まで「道路休憩所事業営業収益」並びに「道路休憩所事業営業費」として表示していましたが同事業の営業収益と営業費用は、「SA・PA事業営業収益」と「SA・PA事業営業費」にそれぞれ変更しています。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>1. 前中間会計期間末まで区分掲記していましたが「仕掛道路資産等」は、EDINETへのXBRL導入に伴い中間財務諸表の比較可能性を向上させるため、当中間会計期間末より「仕掛道路資産」及び「原材料及び貯蔵品」として表示しています。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「仕掛道路資産」の金額は286,808百万円、「原材料及び貯蔵品」は1,861百万円、「商品」は3百万円です。</p> <p>2. 前中間会計期間末まで流動負債の「その他」に含めて表示していましたが「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間末より区分掲記しています。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「未払法人税等」の金額は8,210百万円です。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 24,951百万円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債174,559百万円(額面175,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3.偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,462,897百万円 東日本高速道路(株) 51,218百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円</p> <p>計 9,560,649百万円</p> <p>(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金9,216百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 37,625百万円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債226,223百万円(額面227,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3.偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 7,883,807百万円 東日本高速道路(株) 41,916百万円 中日本高速道路(株) 26,081百万円</p> <p>計 7,951,805百万円</p> <p>(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当中間会計期間に引き渡した道路建設関係長期借入金66,902百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 30,848百万円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債206,244百万円(額面207,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>3.偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。 (1)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 8,491,057百万円 東日本高速道路(株) 46,512百万円 中日本高速道路(株) 28,832百万円</p> <p>計 8,566,402百万円</p> <p>(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、前事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金119,316百万円及び道路建設関係社債45,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 17,600百万円</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 13,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 44,900百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務 日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と、維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>5. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。</p>	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 209,902百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務 同左</p> <p>5. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。</p> <p>6. 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 30,000百万円</p>	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 143,000百万円</p> <p>4. 関門トンネル事業履行義務債務 日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と、維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p> <p>6. 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 30,000百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 営業外収益の主要項目 受取利息 103百万円 受取配当金 9百万円 土地物件貸付料 194百万円 法人税等還付加算金 69百万円 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 33百万円 貸倒引当金繰入額 20百万円 損害賠償金 21百万円 工事契約違約金 39百万円 発生材不用決定処分損 27百万円 3. 特別利益の主要項目 土地売却益 46百万円 4. 特別損失の主要項目 前期預り連絡料金修正損 180百万円 5. 減価償却実施額 有形固定資産 6,912百万円 無形固定資産 638百万円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 58百万円 有価証券利息 22百万円 受取配当金 10百万円 土地物件貸付料 277百万円 違約金収入(注) 145百万円 (注) 工事契約に係る違約金によるものです。 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 43百万円 支払補償費 79百万円 たな卸資産処分損 61百万円 3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益(注) 77百万円 (注) 主に車両運搬具の売却によるものです。 4. 特別損失の主要項目 固定資産売却損(注) 29百万円 過年度役員退職慰労引当金繰入額 24百万円 (注) 土地の売却によるものです。 5. 減価償却実施額 有形固定資産 6,913百万円 無形固定資産 801百万円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 238百万円 有価証券利息 9百万円 受取配当金 9百万円 土地物件貸付料 426百万円 協定に基づく工事負担金 210百万円 2. 営業外費用の主要項目 支払利息 71百万円 事業損失補償金 300百万円 発生材不用決定処分損 69百万円 3. 特別利益の主要項目 前期損建区分修正益 596百万円 固定資産売却益(注) 814百万円 (注) 主に土地の売却によるものです。 4. 特別損失の主要項目 固定資産売却損(注) 446百万円 前期預り連絡料金修正損 180百万円 (注) 主に建物の売却によるものです。 5. 減価償却実施額 有形固定資産 13,533百万円 無形固定資産 1,312百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)			当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)			前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。 該当するものについては、以下のとおりです。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具、工具、器具及び備品	13	1	12	車両運搬具、工具、器具及び備品	13	3	9	車両運搬具、工具、器具及び備品	13	2	10
無形固定資産(ソフトウェア)	1,102	407	695	無形固定資産(ソフトウェア)	1,617	680	936	無形固定資産(ソフトウェア)	1,622	480	1,141
	99	48	51		98	70	28		98	57	40
合計	1,214	456	758	合計	1,728	753	974	合計	1,733	540	1,193
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 284百万円 1年超 473百万円 合計 758百万円			(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 419百万円 1年超 555百万円 合計 974百万円			(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 432百万円 1年超 760百万円 合計 1,193百万円					
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 159百万円 減価償却費相当額 159百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。			(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 218百万円 減価償却費相当額 218百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左			(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 347百万円 減価償却費相当額 347百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左					

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>494,888百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,534,359百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,029,248百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>666百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>811百万円</td> </tr> </table>	1年以内	494,888百万円	1年超	22,534,359百万円	合計	23,029,248百万円	1年以内	145百万円	1年超	666百万円	合計	811百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>504,288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,040,837百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,545,126百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における道路資産のリース料は493,713百万円から478,701百万円に、平成21年度における道路資産のリース料は504,285百万円から486,349百万円に各々減額されますが、当中間会計期間末の道路資産の未経過リース料には含まれていません。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>609百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>761百万円</td> </tr> </table>	1年以内	504,288百万円	1年超	22,040,837百万円	合計	22,545,126百万円	1年以内	152百万円	1年超	609百万円	合計	761百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>499,140百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,295,300百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,794,440百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>664百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>818百万円</td> </tr> </table>	1年以内	499,140百万円	1年超	22,295,300百万円	合計	22,794,440百万円	1年以内	154百万円	1年超	664百万円	合計	818百万円
1年以内	494,888百万円																																					
1年超	22,534,359百万円																																					
合計	23,029,248百万円																																					
1年以内	145百万円																																					
1年超	666百万円																																					
合計	811百万円																																					
1年以内	504,288百万円																																					
1年超	22,040,837百万円																																					
合計	22,545,126百万円																																					
1年以内	152百万円																																					
1年超	609百万円																																					
合計	761百万円																																					
1年以内	499,140百万円																																					
1年超	22,295,300百万円																																					
合計	22,794,440百万円																																					
1年以内	154百万円																																					
1年超	664百万円																																					
合計	818百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																																
<p>当社は、平成19年7月20日開催の取締役会の決議（社債（財投機関債）250億円以内）に基づき、平成19年10月16日、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金250億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.19%</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金99円99銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成19年10月16日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成22年9月17日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </table>		区分	西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	発行総額	金250億円	利率	年1.19%	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円99銭	払込期日	平成19年10月16日	償還期日	平成22年9月17日	担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>（多額な資金の借入）</p> <p>当社は、平成20年6月10日開催の取締役会の決議（借入1,048億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>金融機関からの借入</td> <td>金融機関からの借入</td> </tr> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社三井住友銀行他9金融機関</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金100億円</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成20年12月5日</td> <td>平成20年12月17日</td> </tr> <tr> <td>返済期限</td> <td>平成23年11月30日</td> <td>平成23年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </table>		区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関	借入金額	金100億円	金200億円	返済方法	満期一括	満期一括	借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日	返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日	担保	無担保	無担保	使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		
区分	西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）																																																			
発行総額	金250億円																																																			
利率	年1.19%																																																			
償還方法	満期一括																																																			
発行価額	額面100円につき金99円99銭																																																			
払込期日	平成19年10月16日																																																			
償還期日	平成22年9月17日																																																			
担保	一般担保																																																			
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																			
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入																																																		
借入先の名称	株式会社三井住友銀行他9金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関																																																		
借入金額	金100億円	金200億円																																																		
返済方法	満期一括	満期一括																																																		
借入実行日	平成20年12月5日	平成20年12月17日																																																		
返済期限	平成23年11月30日	平成23年11月30日																																																		
担保	無担保	無担保																																																		
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																		
<p>（多額な資金の借入）</p> <p>当社は、平成19年6月12日開催の取締役会の決議（借入956億円以内）に基づき、平成19年10月1日以降、下記の条件にて借入を行いました。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>金融機関からの借入</td> </tr> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>借入実行日</td> <td>平成19年12月26日</td> </tr> <tr> <td>返済期限</td> <td>平成22年11月30日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </table>		区分	金融機関からの借入	借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	借入金額	金200億円	返済方法	満期一括	借入実行日	平成19年12月26日	返済期限	平成22年11月30日	担保	無担保	使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>（重要な契約の変更）</p> <p>当社は、平成20年9月19日開催の取締役会の決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」における高速道路料金の引下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に伴う一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成20年10月7日付で締結しました。</p> <p>これにより、平成20年度における計画料金収入は629,843百万円から614,832百万円に、平成21年度における計画料金収入は644,237百万円から626,300百万円に各々減額されますが、同時に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する道路資産の未経過リース料の額も各々同額が減額されることとなります。</p> <p>なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。</p>																																
区分	金融機関からの借入																																																			
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関																																																			
借入金額	金200億円																																																			
返済方法	満期一括																																																			
借入実行日	平成19年12月26日																																																			
返済期限	平成22年11月30日																																																			
担保	無担保																																																			
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																																			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																			

（2）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第3期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月27日近畿財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書を、平成20年7月29日近畿財務局長に提出。
平成20年6月27日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書を、平成20年7月29日及び平成20年9月5日近畿財務局長に提出。
- (3) 半期報告書の訂正報告書
平成19年12月26日提出の半期報告書に係る訂正報告書を、平成20年7月29日近畿財務局長に提出。
- (4) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類
平成20年9月19日近畿財務局長に提出。
- (5) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
平成20年10月7日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回、第2回及び第3回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。なお、西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

（半期報告書提出日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注）	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録

（注）平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成20年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,728,074百万円
政府出資金	3,567,622百万円
地方公共団体出資金	1,160,452百万円
資本剰余金	847,500百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	1,403百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	836,208百万円
純資産合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 川島 育也 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋留 隆志 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 川島 育也 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋留 隆志 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。